

**改正**

昭和59年3月30日条例第25号  
昭和60年3月30日条例第10号  
昭和61年9月30日条例第34号  
昭和62年3月30日条例第18号  
平成元年3月30日条例第17号  
平成2年3月30日条例第17号  
平成3年3月30日条例第17号  
平成4年3月30日条例第15号  
平成5年3月30日条例第16号  
平成6年3月30日条例第13号  
平成7年6月30日条例第42号  
平成8年3月28日条例第14号  
平成10年3月30日条例第12号  
平成11年3月30日条例第20号  
平成12年3月30日条例第25号  
平成12年9月29日条例第52号  
平成14年3月29日条例第15号  
平成16年3月30日条例第18号  
平成16年12月28日条例第103号  
平成18年3月30日条例第19号  
平成21年12月28日条例第99号  
平成22年3月30日条例第15号  
平成23年3月30日条例第9号  
平成27年3月27日条例第19号  
平成28年9月30日条例第55号

(目的)

**第1条** この条例は、商工業者の育成と企業立地の促進を図るため、必要な助成を行い、もつて商工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体及び同条第2項に規定する中小企業団体中央会、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会その他市長が特に認める団体をいう。

(助成金)

**第3条** 市長は、次の各号に掲げる事業について、助成金を交付するものとする。

- (1) 高度化及び店舗近代化事業
  - ア 高度化事業
  - イ 店舗近代化事業
- (2) 事業所等設置事業
  - ア 工場等設置事業
  - イ 事業所設置事業
- (3) 工場用地等取得事業
- (4) 雇用創出企業立地支援事業
  - ア 事業所等常用雇用者創出事業
  - イ 指定地域事業所等常用雇用者創出事業
  - ウ 事業所等改修事業
- (5) 公害防止施設設置事業
- (6) 環境整備事業
  - ア 商店街環境整備事業
  - イ 電灯料助成事業
  - ウ 商店街駐車場設置事業
  - エ 工場等緑化事業

- (7) 商店街事務局職員雇用事業
- (8) 販路拡張及び技術向上事業
- (9) 商店街活性化計画策定事業

2 前項に掲げる事業の内容、助成率等は、別表のとおりとする。

(助成金の選択)

**第4条** 前条第1項第1号ア及び第6号アに掲げる事業について重複して助成金の交付を受けることができる者は、そのいずれか一を選択しなければならない。

(便宜供与)

**第5条** 市長は、次の各号に掲げる事項について便宜を供与することができる。

- (1) 公共的施設その他立地条件の改善整備に関する事項
- (2) 資金の融資あつせんに関する事項
- (3) 用地のあつせんに関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(工場用地の基盤整備)

**第6条** 市長は、工場立地を促進するため市が造成を行う工場用地に直接関連する公共的施設で次の各号に掲げるものについて、その整備を図るものとする。

- (1) 基幹道路
- (2) 排水施設
- (3) 公園及び緑地
- (4) その他特に必要と認めるもの

2 市長は、規則で定める団体等が工場用地を造成したときは、前項に規定する公共的施設の整備に要する経費について助成するものとする。

(指導助言)

**第7条** 市長は、中小企業者及び中小企業団体が経営の合理化、近代化等を図るため指導助言を求めたときは、これらを行うものとする。

(助成の取消し等)

**第8条** 市長は、第3条に規定する助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の対象となつた事業の全部又は一部を中止したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(理由の提示)

**第9条** 市長は、助成金の交付の決定を取り消すときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(長野市行政手続条例の適用除外)

**第10条** 助成金の交付に関する市長の処分については、長野市行政手続条例（平成7年長野市条例第41号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(長野市商工業振興条例の廃止)

2 長野市商工業振興条例（昭和45年長野市条例第17号）は、廃止する。

(豊野町の編入に伴う経過措置)

3 豊野町の編入の日前に豊野町商工業振興条例（平成7年豊野町条例第10号。以下「豊野町条例」という。）の規定により豊野町長が行つた事業所設置事業の事業認定に係る補助金の交付については、この条例の規定にかかわらず、豊野町条例の例による。

(信州新町の編入に伴う経過措置)

4 信州新町の編入の日前に信州新町商工業振興条例（平成10年信州新町条例第17号。以下「信州新町条例」という。）及び信州新町商工業振興条例施行規則（平成10年信州新町規則第20号。以下「信州新町規則」という。）の規定により信州新町長が行つた信州新町条例第17条の規定による商工業振興対策補助事業及び信州新町条例第19条の規定による中小企業退職金共済掛金助成事業に係る補助金の交付決定に係る補助金の交付その他の取扱いについては、この条例の規定にかかわらず、信州新町条例及び信州新町規則の例による。

**附 則**（昭和59年3月30日条例第25号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行し、改正後の長野市商工業振興条例の規定は、昭和59年度分の助成金から適用する。

**附 則**（昭和60年3月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和61年 9 月30日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長野市商工業振興条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和61年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度分に係る法人の行う事業所設置事業及び昭和61年分以後の年分の事業に係る個人の行う事業所設置事業について適用し、適用日前に終了した事業年度分に係る法人の行った事業所設置事業及び昭和60年分以前の年分の事業に係る個人の行った事業所設置事業については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の長野市商工業振興条例の規定により、適用日以後に事業年度が終了した法人に対し交付された助成金は、新条例の規定による助成金の内払とみなす。

**附 則**（昭和62年 3 月30日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長野市商工業振興条例の規定中工場用地取得事業に関する部分は、昭和62年 4 月 1 日以後に取得する用地に係る助成金について適用し、同日前に取得した用地に係る助成金については、なお従前の例による。

3 前項の規定は、公害防止施設設置事業及び従業員海外研修事業に関する部分について準用する。この場合において、同項中「取得する用地」とあるのは「設置する公害防止施設」又は「行う海外研修事業」と、「取得した用地」とあるのは「設置した公害防止施設」又は「行った海外研修事業」と読み替えるものとする。

**附 則**（平成元年 3 月30日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長野市商工業振興条例の規定中事業所設置事業に関する部分は、平成元年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分に係る法人の行う事業所設置事業及び平成元年分以後の年分の事業に係

る個人の行う事業所設置事業について適用し、同日前に終了した事業年度分に係る法人の行った事業所設置事業及び昭和63年分以前の年分の事業に係る個人の行った事業所設置事業については、なお従前の例による。

**附 則**（平成2年3月30日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市商工業振興条例の規定中工場設置事業に関する部分は、平成2年4月1日以後に設置する工場に係る助成金について適用し、同日前に設置した工場に係る助成金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成3年3月30日条例第17号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則**（平成4年3月30日条例第15号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**（平成5年3月30日条例第16号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成6年3月30日条例第13号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年6月30日条例第42号）

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

**附 則**（平成8年3月28日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市商工業振興条例の規定は、平成8年4月1日以後に取得する用地に係る助成金について適用し、同日前に取得した用地に係る助成金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成10年3月30日条例第12号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年3月30日条例第20号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年 3 月30日条例第25号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成12年 9 月29日条例第52号）

この条例は、平成12年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成14年 3 月29日条例第15号）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成16年 3 月30日条例第18号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成16年12月28日条例第103号）

この条例は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成18年 3 月30日条例第19号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成21年12月28日条例第99号）

この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成22年 3 月30日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長野市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる交付の決定に係る助成金について適用し、同日前に行われた交付の決定に係る助成金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年 3 月30日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長野市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手する事業所等常用雇用者創出事業又は指定地域事業所等常用雇用者創出事業に係る助成金について適用し、同日前に着手した事業所等常用雇用者創出事業又は指定地域事業所等常用雇用者創出事業に係る助成金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年 3 月27日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長野市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手する雇用創出企業立地支援事業に係る助成金について適用し、同日前に着手した雇用創出企業立地支援事業に係る助成金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成28年9月30日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

**別表** (第3条関係)

区分		事業の内容	助成率等
高度化及び店 舗近代化事業	高度化事業	中小企業団体（法人格を有し、かつ、その組合員の5分の4以上の者が市内に事業所を有している場合に限る。）が行う独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項から第3項までに規定する事業	高度化事業貸付対象事業費に100分の1.095を乗じて得た額以内を年額として3年間交付
	店舗近代化事業	中小小売商業者が4人以下で共同して自己の用に供する店舗を新築又は改築する事業	当該工事費に100分の1.095を乗じて得た額以内を年額として3年間交付
事業所等設置 事業	工場等設置事業	特定地域に工場（物品の製造、加工その他これらに類する事業の目的のために設置する施設をいう。以下同じ。）を、若しくは別に定める事業所を新設又は増設する事業で投下固定資産額が	新設又は増設に伴う投下固定資産に係る固定資産税相当額に次に掲げる割合を乗じて得た額を交付 (1) 第1年度及び第2年度 100分の100



		5,000万円（別に定める事業所については2,000万円）以上のもの	(2) 第3年度 100分の80
	事業所設置事業	床面積が1,000平方メートルを超える事業所を新設又は増設し、自己の事業活動に供する事業で市長が別に定めるもの	自己の事業活動に係る床面積に当該床面積1平方メートル当たり600円を乗じて得た額を限度とし、市長が別に定める額を年額として3年間交付
	工場用地等取得事業	市等が分譲する産業団地に事業所を新設、移設又は増設するための用地取得事業で用地取得後3年以内に操業又は事業を開始するもの	用地の取得価額に100分の30を乗じて得た額以内。ただし、3億円を限度として3年間分割交付
雇用創出企業 立地支援事業	事業所等常用 雇用者創出事 業	事業者が都市計画区域内で行う次に掲げる事業  (1) 事業所等を新設し、かつ、3年以内に市内から新たな常用雇用者（転入雇用者を含む。）を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者（転入雇用者を含む。）が1年当たり5人以上のもの  (2) 事業所等を移設又は増設し、かつ、3年以内に市内から新たな常用雇用者を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者が1年当たり20人（中小企業者にあつては10人）以上のもの	市内から採用した常用雇用者（転入雇用者を含む。）が1人から100人までは1人につき10万円、101人からは1人につき20万円。ただし、5,000万円を限度として1人につき1回に限り交付
	指定地域事業	事業者が指定地域で行う次に掲	市内から採用した常用雇用者（転

	所等常用雇用者創出事業	げる事業 (1) 事業所等を新設し、かつ、3年以内に市内から新たな常用雇用者(転入雇用者を含む。)を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者(転入雇用者を含む。)が1年当たり5人以上のもの (2) 事業所等に移設又は増設し、かつ、3年以内に市内から新たな常用雇用者を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者が1年当たり5人以上のもの	入雇用者を含む。)が1人から100人までは1人につき10万円、101人からは1人につき20万円。ただし、5,000万円を限度として1人につき1回に限り交付
	事業所等改修事業	事業所等常用雇用者創出事業又は指定地域事業所等常用雇用者創出事業に該当する者が事業活動を行うために事業所等の施設を改修する事業で、必要な経費(投下固定資産となるものを除く。)が1,000万円以上のもの	施設改修に要する費用に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、新設、移設又は増設を行つた年度における市内から採用した常用雇用者(転入雇用者を含む。)数に100万円を乗じて得た額又は2,500万円のいずれか低い額を限度として交付
公害防止施設設置事業		工場を有する者が事業活動に伴つて生ずる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等を防止し、又は除去する公害防止施設を設置する事業で当該施設費が300万円以上のもの	当該施設費に100分の20を乗じて得た額以内。ただし、年額1,000万円を限度として交付
環境整備事業	商店街環境整	中小企業団体が次に掲げる施設	当該施設費((4)については用地

備事業	<p>等を商店街に設置する事業</p> <p>(1) 街路灯 5灯以上</p> <p>(2) アーケード 100平方メートル以上</p> <p>(3) 道路グレードアップ 100平方メートル以上</p> <p>(4) 商店街コミュニティ施設及びその附帯施設</p>	<p>の取得価額を除く。)に市長が別に定める率を乗じて得た額以内。</p> <p>ただし、5,000万円(市長が特に必要と認めるときは、別に定める額)を限度として交付</p>
電灯料助成事業	<p>商店街を単位とする中小企業団体が街路灯及びアーケードの維持管理を行う事業で、次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 当該中小企業団体が自ら電灯料の支払を行っているものであること。</p> <p>(2) 当該施設の設置について、この条例又はこの条例に類似する市の制度による助成を受けたものであること。</p>	<p>当該施設の電灯料に商店街等団体構成員の閉店時間の割合により市長が別に定める率を乗じて得た額以内</p>
商店街駐車場設置事業	<p>中小企業団体が200平方メートル以上の駐車場(自転車駐車場を除く。以下同じ。)又は30台以上の使用が可能な自転車駐車場を商店街に設置する事業</p>	<p>当該施設費(用地の取得価額を除く。)に市長が別に定める率を乗じて得た額以内。ただし、5,000万円(市長が特に必要と認めるときは、別に定める額)を限度として交付</p>
	<p>商店街を単位とする中小企業団体が駐車場又は自転車駐車場を用地の賃借により設置する事業で、次の要件を満たすもの</p>	<p>当該賃借料に市長が別に定める率を乗じて得た額以内。ただし、年額100万円(市長が特に必要と認めるときは、別に定める額)を</p>

	<p>(1) 駐車場にあつては200平方メートル以上、自転車駐車場にあつては30台以上の使用が可能なものであること。</p> <p>(2) 当該商店街の顧客が無料で使用できるものであること。</p> <p>(3) 管理及び運営は、当該中小企業団体が行うものであること。</p> <p>(4) 当該用地の賃貸借契約期間が3年以上であること。</p>	<p>限度として3年間交付</p>
工場等緑化事業	工場を有する者又は市等が分譲する産業団地に事業所を有する者が樹木等の植栽を行う事業でその緑地面積が工場等の敷地面積の100分の10以上のもの	当該事業費(用地の取得価額を除く。)に100分の20を乗じて得た額以内。ただし、年額5,000万円を限度として交付
商店街事務局職員雇用事業	商店街を単位とする中小企業団体が当該団体の事務を行う職員を1年以上雇用する事業	当該職員に支給する年間給与支払額に100分の50を乗じて得た額以内。ただし、年額30万円(法人設立後5年以内は50万円)を限度として交付
販路拡張及び技術向上事業	中小企業団体が行う研修会(視察研修を除く。)、講演会又は展示会事業	当該事業費に100分の20を乗じて得た額以内。ただし、年額30万円を限度として交付
商店街活性化計画策定事業	商店街を単位とする中小企業団体が商店街の活性化を図るために、コンサルタント等に委託し、活性化計画を策定する事業	当該事業費(国又は県から同事業体に対して補助金を受けている場合は、その額を控除した額)に3分の1を乗じて得た額以内。ただし、100万円を限度として交付

## 備考

- 1 「事業所」とは、工場、店舗又は事務所その他これらに附属する建物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する営業を営む者に係るものを除く。）をいう。
- 2 「中小小売商業者」とは、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第2条第2項に規定する中小小売商業者をいう。
- 3 「特定地域」とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）の規定に基づく工場適地、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域その他市長が特に認める地域をいう。
- 4 「新設」とは、市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する者が既設の事業所と異なる業種の事業所を市内に設置することをいう。
- 5 「移設」とは、市内に事業所を有する者が当該事業所の全部を市内に移転することをいう。
- 6 「増設」とは、市内に事業所を有する者が同一業種の事業所を市内に設置すること又は既設の事業所の敷地内若しくはこれに隣接して既設の事業所を拡充することをいう。
- 7 「事業者」とは、営利の目的をもって、商業、工業、サービス業その他の業種に属する事業を営む者をいう。
- 8 「常用雇用者」とは、常勤の雇用者（派遣労働者その他の市長が別に定める者を除く。）をいう。
- 9 「転入雇用者」とは、市外から転入し、新たに長野市民となつた常用雇用者（市長が別に定める基準に該当する者に限る。）をいう。
- 10 「指定地域」とは、都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域外の地域で市長が別に定めるものをいう。